住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

10 月 24 日（土）19:00～20:30　北部リージョンセンター

意見概要	市の回答
移転した場合、交通アクセス利便性が低下するのではないか。 具体的に市の考え方は持っているか。	バスでのアクセスとなると信太・北信太周辺については、和泉府中駅で乗り換えの必要がある。 アクセス利便性も含めて現在の状況で判断いただきたい。
移転するのであれば、どのような形で我々の交通利便性が確保されるのかを示した上で住民投票の判断を仰ぐべきではないか。	現状で判断いただきたい。
移転した場合、バス利用者については和泉府中で乗り換えていくことになるが、そうならないようにどのような対策を考えているかということを聞きたい。	庁舎行きのシャトルバスについては、財政状況もあり、約束できるものではない。 現庁舎敷地と和泉中央住宅展示場跡地のそれぞれの状況を説明し、理解いただいた上で、まず庁舎はどの位置が相応しいのかを投票いただくものであり、次の段階で交通アクセスの問題も含め、市と議会で検討をすすめていくこととなる。
病院の移転新築の際は、議会で判断して決めたのか。今回はなぜ住民投票となったのか。	病院の赤字、耐震性確保、救急医療の再開に取組む必要があり、平成２４年度に病院問題特別委員会が議会に設置された。病院経営を公立から民間に移していくことが特別委員会での大半の意見となった。 また入院患者もいる中で同じ場所での建替えは困難であることから、特別委員会、議会においても反対の議員はいたものの、近隣の槇尾川公園への移転建て替えが決定した。 庁舎問題との違いとしては、議員の考え方にも違いがあり、１２名の議員により住民投票条例が提案・可決されたもの。

意見概要	市の回答
現庁舎敷地と和泉中央住宅展示場跡地では事業費に大きな開きがあることを議員はきちんと理解しているのか。	財政負担は大きな要因ではあるが、防災面、まちづくりなど総合的に判断し、他の部分に重きを置いたものと推察する。
和泉府中駅前再開発が完了し、関空とのアクセスも良好であり、今後の発展には現庁舎敷地が最適と考える。	
多数の委員から和泉中央住宅展示場跡地へ移転すべきとの意見があったとのことだが、その論拠は何か。	概ね比較表記載内容がメリットとなるもの。 移転を主張する議員の意見を聞くと、これまでのまちづくりについては理解しているが、移転するのは今しかなく、人口も和泉中央の方が増加しており、地理的にも真ん中に位置するので市民の利便性を考えたら和泉中央ではないかとの意見であった。 一方、現庁舎敷地での建て替えについては、平成８年策定の第３次和泉市総合計画を将来のまちづくりを見通しながら策定し、「都心」の北西部には市役所があり、「新都心」となる中部には新たなまちができるので出張所を含む和泉シティプラザを作り、北部、南部にリージョンセンターを建設した。２０年前から今後この先も見据えてまちづくりを進めてきたものであることを市としてはお示ししてきたもの。
自治会活動が低下しているといわれているが、和泉中央住宅展示場跡地への移転により、ますます拍車をかけると思われる。 現庁舎敷地に第２庁舎を設ける考えはあるか。	仮に和泉中央住宅展示場跡地へ移転した場合、現在和泉シティプラザ出張所のような行政サービス機能は必要と考えているが、他の部署は全て移転することになると考える。
ＪＲ阪和線沿線に住んでいる職員が多いと思うのだが、移転すれば、職員の出張でＪＲを利用する場合より、泉北高速鉄道を利用するほうが経費が高くなり、それが市民の税負担になる。	そういう考えもあるが、移転した場合、ＪＲと比べ泉北高速鉄道の方が交通費が割高となる場合もあるが、市の中央部に近くなることで、市内の業務で公用車を利用する場合はガソリン代が削減される可

意見概要	市の回答
移転すれば年間経費はどれくらい高くなるか。	能性もあり、一長一短はあるものと考えている。 職員の交通費など、正確な比較は難しく、数値でお出しすることは困難。
和泉中央住宅展示場跡地へ移転するには出席議員の３分の２が必要であるということだが、今回住民投票を行おうとしたのは議会内で３分の２に至っていないということか。	審議されていない中であり、議員がどちらに何人賛成しているかはわからない。 今回の住民投票は自分たちが決めるのではなく、住民に決めていただこうということで費用をかけて実施することになった。 大阪都構想については法的に定められたものだが、今回の住民投票には法的な拘束力はない。 議会と市長は住民投票結果を尊重することとなっており、結果をみて判断していくことになろうかと思う。
和泉中央住宅展示場跡地に移転した場合、北部リージョンセンターの行政サービス機能を拡充する考えはあるか。	和泉中央住宅展示場跡地への移転とは別問題と考えており、庁舎位置がいずれにあっても、将来的に拡充する必要があると判断すれば、北部リージョンセンターに限らず、拡充することになる。